

西米良村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和8年2月

西米良村

1. はじめに

このたび、2030年度までの西米良村の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「西米良村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）を策定いたしました。

本計画は、村が自ら行う事務事業（公共施設の電力消費、公用車の燃料使用など）における温室効果ガスの排出抑制を目的としており、村が率先して取り組むことで、村民や事業者の皆様への波及効果も期待されます。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、西米良村においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。

また、宮崎県においても、令和3年3月に策定された第四次宮崎県環境基本計画において「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げ、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明しています。

さらに、令和5年3月には計画の一部を改定し、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26%削減から50%削減に引き上げるとともに、2030年度の再生可能エネルギーの導入目標を見直すなど、2050年ゼロカーボン社会づくりに向けた更なる施策の展開を図ることとしています。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和8年（2026年）2月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年(令和3年)8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものであると言えます。

2018年(平成30年)に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年(令和2年)10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年(令和3年)4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年（令和3年）年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年（令和3年）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年（令和7年）2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度及び 2040 年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度 実績 ¹	2030 年度 ² (2013 年度比)	2040 年度 ³ (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約 10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等 4 ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲60%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約 84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

- 2013 年度（実績については、2024 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022 年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030 年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。
- 2030 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
- 2040 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。
- さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
- HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の 4 種類の温室効果ガスについては暦年値。
- 2040 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）第 3 章第 2 節 3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料 1

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

2025年（令和7年）2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030年度までに50%削減（2013年度比）に加え、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を2025年度（令和7年度）までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年（令和元年）9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2025年（令和7年）9月末時点においては1,188地方公共団体と加速度的に増加しています。



図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体（2025年9月30日時点）

出典：環境省（2025）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

3. 基本的事項

(1) 目的

西米良村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「西米良村事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、西米良村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

西米良村事務事業編の対象範囲は、西米良村の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

西米良村には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄ や N₂O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、西米良村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

西米良村事務事業編が対象とする計画期間については、2030 年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、策定年度である 2025 年度（令和 7 年度）の翌年 2026 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。

項目	年度							
	2013	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度	策定年度	計画開始				目標年度	
計画期間			→					

図 2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

西米良村事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び西米良村総合計画に即して策定します。

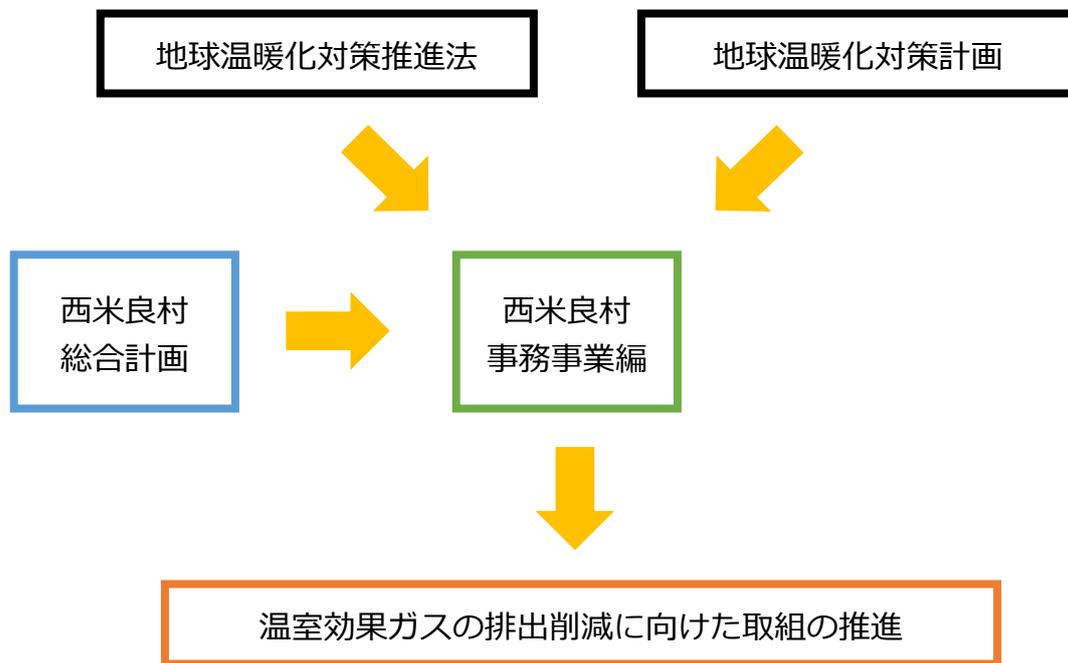


図 3 西米良村事務事業編の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

西米良村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、258t-CO₂となっています。過去からの推移を見ると、2018年度（平成30年度）に一度増加したものの、近年は減少傾向にあります。

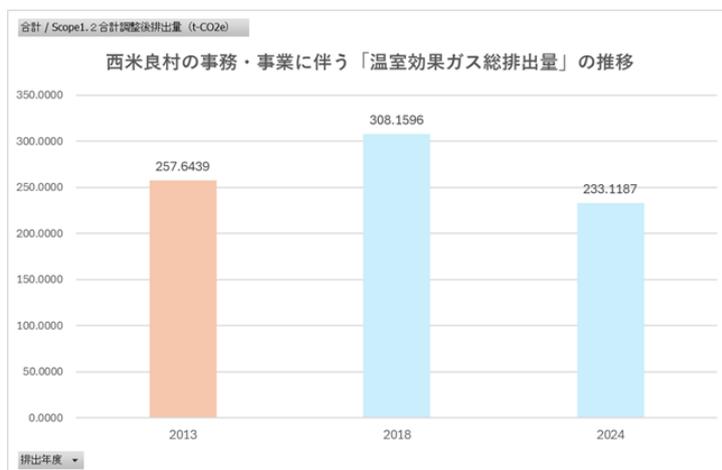


図4 西米良村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、村役場庁舎が全体の79%を占め、次いで村所小学校8%、西米良中学校7%、ふたば園が6%となっています。

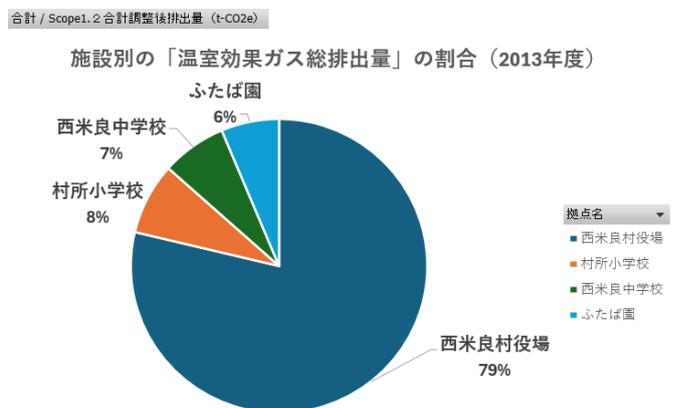


図5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の55%を占め、次いで軽油30%、ガソリン14%、液化石油ガス（LPG）1%となっています。

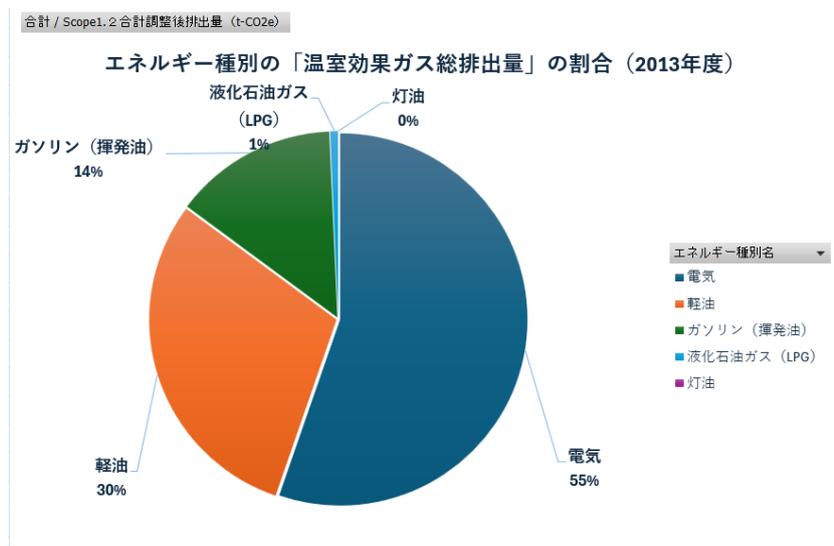
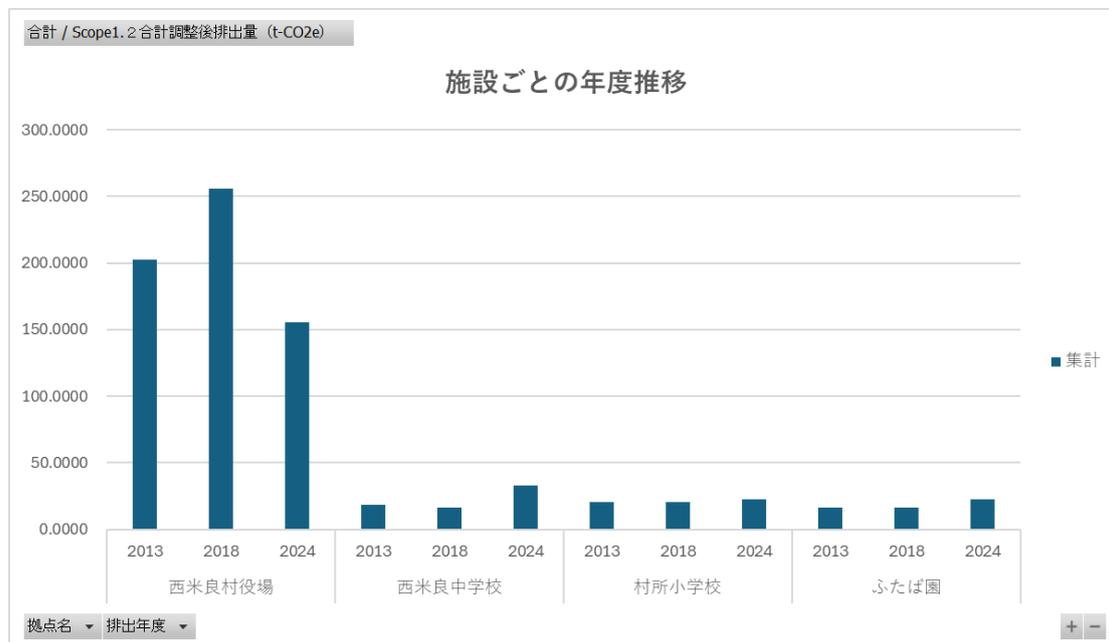


図 6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

西米良村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を、施設別で分析しました。



① 西米良村役場

増加要因

- 役場庁舎建替工事によるエネルギー消費量の増加
- 記録的猛暑に伴うエアコン等のエネルギー消費量の増加

減少要因

- 公共施設への LED 照明の導入による電気消費量の減少

② 小中学校

増加要因

- 小・中学校へのエアコン設置による電気消費量の増加

③ ふたば園

増加要因

- 保育園舎建替工事によるエネルギー消費量の増加
- 保育室へのエアコン設置による電気消費量の増加

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

西米良村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① 公共施設

西米良村役場において、近年の記録的猛暑により、クーリングシェルターとしての指定されたことにより、CO₂ 排出量が増加しています。これらの公共施設は、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

また、使用しない研修室や昼休憩時、残業の際は、使用しない照明や電子機器の電源を落とし、節電を促進します。

② 学校

小・中学校でのエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO₂ 排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。電気の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

③ 保育園

園舎の建替えに伴い、エアコン利用など新たな電気の需要が発生しており、CO₂ 排出量が増加しています。熱中症対策などのため、今後も電気の需要が続くと予想されます。電気利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

公用車

公用車の走行距離増加に伴い、CO₂ 排出量が増加しています。公用車の利用頻度も増加している傾向があります。

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）へ代替することで CO₂ 排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるといった仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、西米良村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で54%削減することを目標とします。

また、2050年度のカーボンニュートラルの実現に向け、2035年度までに77%、2040年度までに82%の削減を目指します。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (2013年度)	目標年度 (2030年度)	2035年度	2040年度
温室効果ガスの排出量	258t-CO ₂	119t-CO ₂	59t-CO ₂	46t-CO ₂
削減率	—	54%	77%	82%

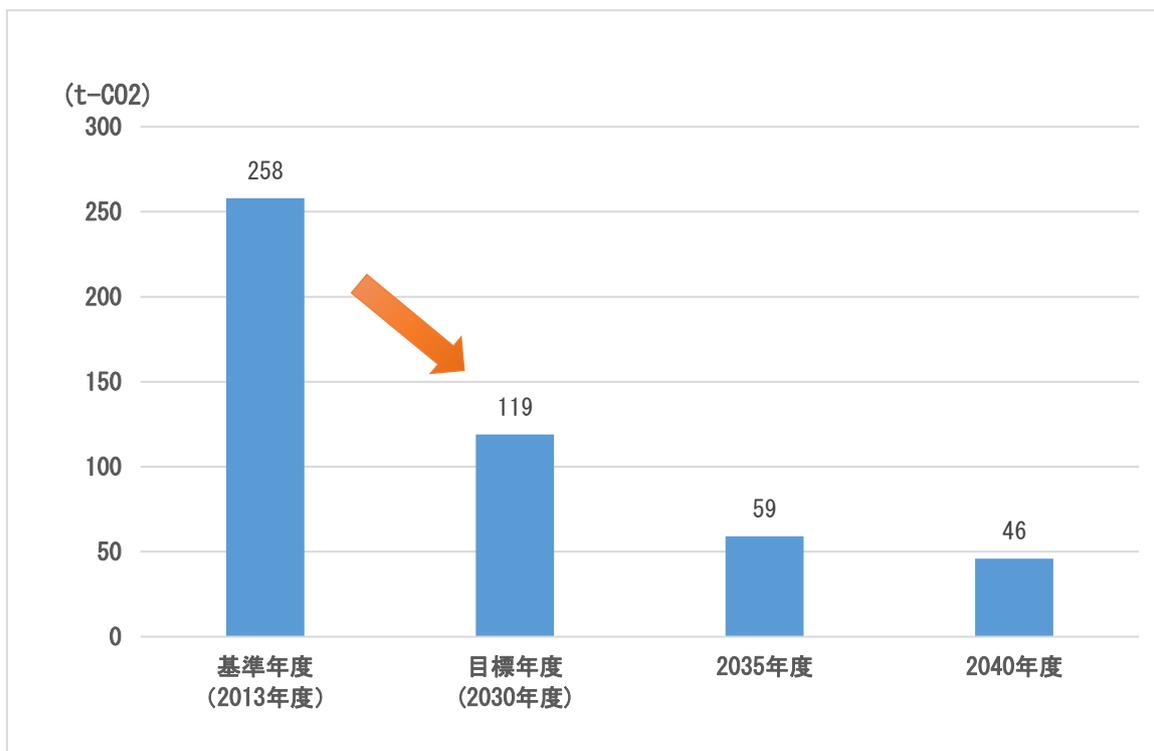


図 7 温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表 3 に示された取組が示されています。西米良村においては、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表 3 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB ready 相当となることを目指す 。また、2030 年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、 新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車 とすることを検討し、ストック(使用する公用車全体)でも 2030 年度までに可能な限り電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに 調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力 とする。
GX 製品	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。 (GX 製品:製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP(カーボンフットプリント)がより小さいもの)

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 専門機関による省エネ診断を受診します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 街路灯・防犯灯のLED化を進め、LED化率100%を目指します。
- 雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 国等によるグリーン購入基準に基づいた物品等の調達を進めます。
- 用紙の節減や、節水、ゴミの減量（2030年までに2022年比で20%削減）に取り組めます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電を導入します。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、2030年度までに代替可能な電動車がない場合等を除き、全て電動車とします。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

⑥ LED照明の導入

既存設備を含めて施設全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とします。

⑦ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組めます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブ

イブを実践します。

- 全職員を対象とした省エネ研修会を定期的開催し、省エネ意識の向上と行動実践を促します。

⑧ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

西米良村事務事業編を推進するために、村長を委員長とする「西米良村地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を 1 名配置し、取組を着実に推進します。

① 西米良村地球温暖化対策庁内委員会

村長を委員長、副村長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。西米良村事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 西米良村地球温暖化対策庁内委員会事務局

村民課長を事務局長とし、村民課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に 1 名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

(2) 点検・評価・見直し体制

西米良村事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことにより点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、西米良村事務事業編の見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

西米良村事務事業編の進捗状況は、推進責任者が村長に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

事務局は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027 年度に西米良村事務事業編の改定を行います。

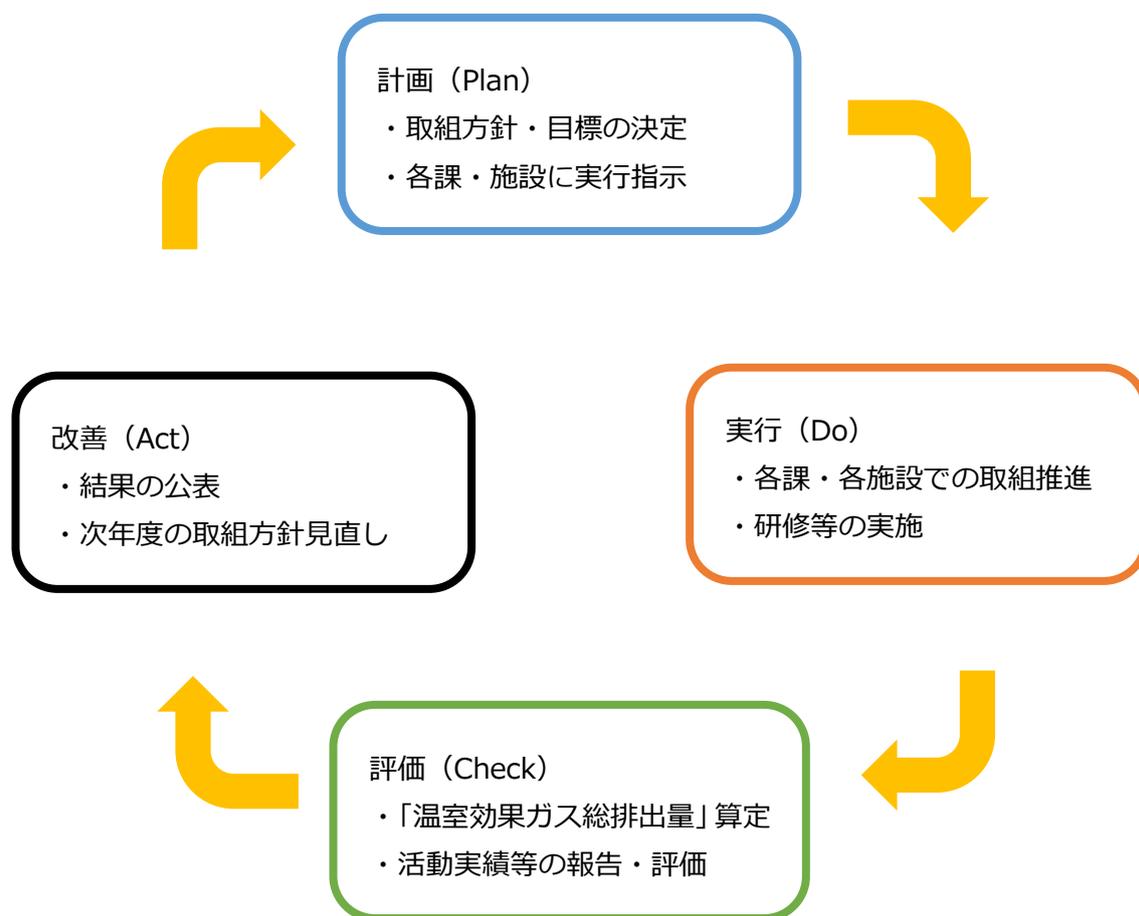


図 8 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

西米良村事務事業編の進捗状況は、西米良村の広報紙やホームページ等で公表します。